

平成28年4月1日から、補聴器条件の方(※)が、第二種

免許を取得できることになりました

※ 補聴器を使用すれば、両耳の聴力が10メートルの距離で、90デシベルの警音器の音が聞こえる、運転免許証の免許の条件等の欄に「補聴器」の条件が付されている方

補聴器条件の方が取得できる免許の種類について

免許の種類		平成28年3月31日まで	平成28年4月1日以降
第一種免許	大型免許	●	●
	中型免許	●	●
	(※) 準中型免許	—	(※) ●
	普通免許	●	●
	大型特殊免許	●	●
	大型自動二輪免許	●	●
	普通自動二輪免許	●	●
	小型特殊免許	●	●
	原付免許	●	●
	牽引免許	●	●
第二種免許	大型第二種免許	×	●
	中型第二種免許	×	●
	普通第二種免許	×	●
	大型特殊第二種免許	×	●
	牽引第二種免許	×	●

(※) 準中型免許は平成29年3月12日から新設された免許です。

(注) 第二種免許の運転免許試験を受けるためには、21歳以上で、大型免許、中型免許、

準中型免許、普通免許又は大型特殊免許を現に受けており、かつ、これらの免許のいずれか

を受けていた期間(当該免許の効力が停止されていた期間を除きます。)が通算して3年以上

など、必要となります。詳しくは、運転免許センターにお問い合わせください。